

料金改定案

料金改定（第1回目 令和7年10月）

- ・ 家事用の基本料金に184円増額する。（8㎡×23円＝184円）
- ・ 営業用及び団体用の基本料金に230円増額する。（10㎡×23円＝230円）
- ・ 臨時用（臨時給水栓）の基本料金に115円増額する。（5㎡×23円＝115円）
- ・ 各階層の1㎡当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。
（1㎡当たり増額＝23円/㎡）

体系表				税 抜			税 込			
種 別	用 途	給水量 (㎡/月)		現 行 (税抜：円)	改定案 (税抜：円)	増加額 (税抜：円)	階層別水量 中間値	現行使用料 (税込：円)	改定後使用料 (税込：円)	増加額 (税込：円)
		①		②	③	③-②	④	⑤	⑥	⑥-⑤
専用給水装置	家事用	基本	0 ～ 8 (1㎡換算)	1,286 (160)	1,470 (183)	184 (23)	8㎡ 以下	1,414	1,617	203
		超過 1㎡に つき	9 ～ 15	190	213	23	12 ㎡	2,250	2,554	304
			16 ～ 30	200	223	23	23 ㎡	4,637	5,219	582
			31 ～ 50	214	237	23	40 ㎡	8,531	9,543	1,012
			51 以上	223	246	23	51 ㎡	11,130	12,421	1,291
	営業用	基本	0 ～ 10 (1㎡換算)	2,096 (209)	2,326 (232)	230 (23)	10㎡ 以下	2,305	2,558	253
		超過 1㎡に つき	11 ～ 50	242	265	23	30 ㎡	7,629	8,388	759
			51 ～ 100	257	280	23	75 ㎡	20,021	21,918	1,897
			101 ～ 200	266	289	23	150 ㎡	41,718	45,513	3,795
			201 以上	276	299	23	201 ㎡	56,652	61,737	5,085
	団 体 用	基本	0 ～ 10 (1㎡換算)	2,000 (200)	2,230 (223)	230 (23)	10㎡ 以下	2,200	2,453	253
		超過 1㎡に つき	11 ～ 50	238	261	23	30 ㎡	7,436	8,195	759
			51 ～ 100	252	275	23	75 ㎡	19,602	21,499	1,897
			101 ～ 200	261	284	23	150 ㎡	40,887	44,682	3,795
			201 以上	266	289	23	201 ㎡	55,534	60,619	5,085
消火栓	演習用		1基1回5分ごとに	500	500	0				
臨時給水栓	臨時用	基本	0 ～ 5 (1㎡換算)	2,858 (571)	2,973 (594)	115 (23)	5㎡ 以下	3,143	3,270	127
		超過 1㎡に つき	6 以上	380	403	23	6 ㎡	3,561	3,713	152
共用給水装置	共同用		全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が25㎡以下の水量を使用した場合は家事用で、25㎡を超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き屋が生じても戸数とみなす。							
	共同水道料金差額	基本料金	1 ㎡以下	286	309	23	1㎡以下	314	339	25
		超過料金 1(㎡)につき	子メーターで料金徴収、親メーターで差額徴収を行うもの 2㎡以上	190	213	23	2 ㎡	523	574	51

※共同用差額水道料金とは、共同住宅等の親メーター水量と子メーター水量との差額水量のこと。

料金改定（第2回目 令和8年10月）

- ・ 家事用の基本料金に80円増額する。（8㎡×10円＝80円）
- ・ 営業用及び団体用の基本料金に100円増額する。（10㎡×10円＝100円）
- ・ 臨時用（臨時給水栓）の基本料金に50円増額する。（5㎡×10円＝50円）
- ・ 各階層の1㎡当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。
（1㎡当たり増額＝10円/㎡）

体系表				税 抜			税 込				
種 別	用 途	給水量 (㎡/月)		現行 (税抜：円)	改定案 (税抜：円)	増加額 (税抜：円)	階層別水量 中間値	現行使用料 (税込：円)	改定後使用料 (税込：円)	増加額 (税込：円)	現行比較
		①		②	③	③-②	④	⑤	⑥	⑥-⑤	(税込：円)
専用給水装置	家事用	基本	0 ～ 8 (1㎡換算)	1,470 (183)	1,550 (193)	80 (10)	8㎡ 以下	1,617	1,705	88	291
		超過 1㎡に つき	9 ～ 15	213	223	10	12 ㎡	2,554	2,686	132	436
			16 ～ 30	223	233	10	23 ㎡	5,219	5,472	253	835
			31 ～ 50	237	247	10	40 ㎡	9,543	9,983	440	1,452
			51 以上	246	256	10	51 ㎡	12,421	12,982	561	1,852
	営業用	基本	0 ～ 10 (1㎡換算)	2,326 (232)	2,426 (242)	100 (10)	10㎡ 以下	2,558	2,668	110	363
		超過 1㎡に つき	11 ～ 50	265	275	10	30 ㎡	8,388	8,718	330	1,089
			51 ～ 100	280	290	10	75 ㎡	21,918	22,743	825	2,722
			101 ～ 200	289	299	10	150 ㎡	45,513	47,163	1,650	5,445
			201 以上	299	309	10	201 ㎡	61,737	63,948	2,211	7,296
	団 体 用	基本	0 ～ 10 (1㎡換算)	2,230 (223)	2,330 (233)	100 (10)	10㎡ 以下	2,453	2,563	110	363
		超過 1㎡に つき	11 ～ 50	261	271	10	30 ㎡	8,195	8,525	330	1,089
			51 ～ 100	275	285	10	75 ㎡	21,499	22,324	825	2,722
			101 ～ 200	284	294	10	150 ㎡	44,682	46,332	1,650	5,445
			201 以上	289	299	10	201 ㎡	60,619	62,830	2,211	7,296
消火栓	演習用	1基1回5分ごとに	500	500	0						
臨時給水栓	臨時用	基本	0 ～ 5 (1㎡換算)	2,973 (594)	3,023 (604)	50 (10)	5㎡ 以下	3,270	3,325	55	182
		超過 1㎡に つき	6 以上	403	413	10	6 ㎡	3,713	3,779	66	218
共用給水装置	共同用		全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が25㎡以下の水量を使用した場合は家事用で、25㎡を超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き屋が生じても戸数とみなす。								
	共同水道料金 差額	基本料金	1 ㎡以下	309	319	10	1㎡以下	339	350	11	36
		超過料金 1(㎡) につき	子メーターで料金徴収、親メーターで差額徴収を行うもの 2㎡以上	213	223	10	2 ㎡	574	596	22	73

※共同用差額水道料金とは、共同住宅等の親メーター水量と子メーター水量との差額水量のこと。